

防府市協働事業推進委員会設置要綱

平成29年4月1日制定

(目的及び設置)

第1条 防府市協働事業提案制度に基づく提案事業の審査及び実施された事業
(以下、「協働事業」という。)の評価を行うため、防府市協働事業推進委
員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 提案事業の審査に関すること。
- (2) 協働事業の評価に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の区分による委員6人以内をもって組織する。

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 学識経験者 | 1名 |
| (2) 市民活動団体 | 1名 |
| (3) 公募市民 | 1名 |
| (4) 別表に掲げる職にある者のうち、市長が指名するもの | 3名 |

(任期)

第4条 前条第1号から第3号に定める委員の任期は、2年間とする。ただし、
欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理
する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、会議の議長は委員長をもって充てる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところ
による。

4 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議等の公開及び結果の公表)

第7条 委員会の会議は原則として非公開とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総合政策部地域振興課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

総合政策部長
文化スポーツ観光交流部長
生活環境部長
健康福祉部長
産業振興部長
土木都市建設部長
教育部長